

青森県報

第二千一百一十号

平成十四年十一月十八日(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(健康福祉課)	一
道路の供用の開始	(道路課)	一
廃川敷地等の公示	(河川砂防課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	二
右 同	(同)	二
教育委員会		
県文化財の指定	(文化課)	二

告 示

青森県告示第五百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十八日

青森県知事 木村守男

名称	居宅介護支援事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
名称	株式会社ライフセーバーコーポレーション	青森市大字滝沢一丁目四の五
所在地	株式会社ライフセーバーコーポレーション	青森市造道三丁目二の五
年月日	平成	三・二・三

青森県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十二月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月十八日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道八戸環状線	八戸市大字新井田字重地一八の六から八戸市大字新井田字寺沢一〇の一四まで	平成十四年二月六日
県道尻小田野沢線	下北郡東通村大字猿ヶ森字左京平三の一から下北郡東通村大字小田野沢字湯ノ沢川目四一の三まで	"
国道三三八号	下北郡脇野沢村大字脇野沢字滝山一三八から下北郡脇野沢村大字脇野沢字滝山四の一まで	十四年二月五日

青森県告示第五百八十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び鰯ヶ沢県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 河川の名称

二級河川 中村川水系徳明川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十四年十一月十八日

三 廃川敷地等の位置

西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字上清水崎二三の六地先及び同大字字下栄山一三四の二地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 一、〇〇〇・一八平方メートル

青森県告示第五百八十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月二十三日から施行する。

平成十四年十一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

第二号の表中

株式会社北都銀行青森支店

青森市橋本二丁目

を削る。

青森県告示第五百八十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正し、平成十四年十一月二十五日から施行する。

平成十四年十一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

第二号の表中

青森県信用組合泊支店

上北郡六ヶ所村大字泊

を削る。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十一号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県天然記念物に指定する。

平成十四年十一月十八日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	旧坪田家住宅	一棟	南津軽郡浪岡町大字浪岡字岡田四三番地	浪岡町
県天然記念物	寒立馬とその生息地		下北郡東通村大字尻屋字念仏間三七番地二〇他	東通村産業振興公社

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭